

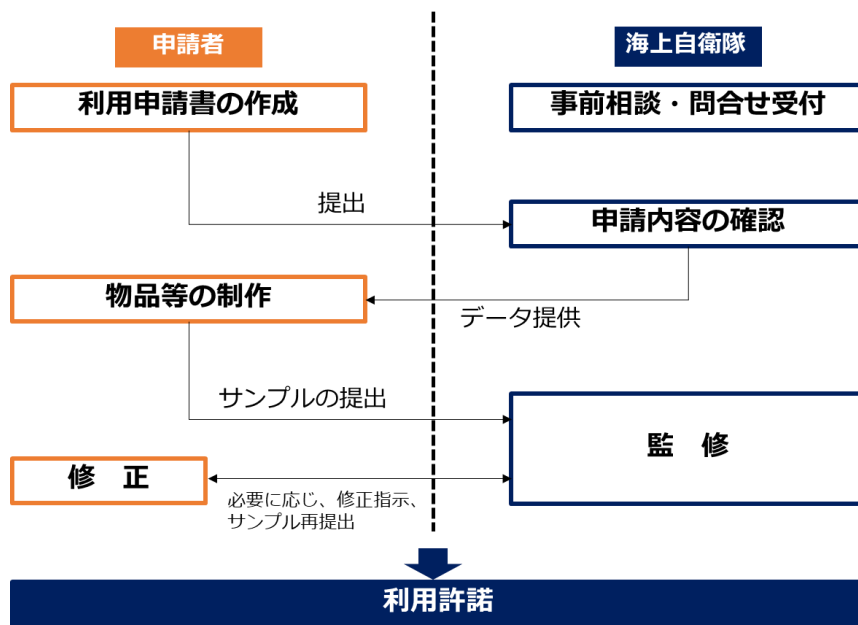
カイジョウジエイ鯛について

カイジョウジエイ鯛（通称「鯛くん」）は、海上自衛隊について第三者の視点から世の中に分かりやすく伝えるために(株) FIELD MANAGEMENT EXPAND と協力して開発されたキャラクターであり、海上自衛隊の広報活動に利用しています。

海上自衛隊関係者及び自衛隊地方協力本部関係者（部隊・隊員等）以外の者がカイジョウジエイ鯛を利用するためには、商用目的・非商用目的を問わず、以下に示す手続きが必要となります。所定の手続きを行うとともに、別に定める利用規定及びガイドラインに従ってください。海上自衛隊及び(株)FIELD MANAGEMENT EXPAND が監修を行います。

データの提供までには土日祝日を除き、10日程度お時間をいただいています。

申請許諾までの大まかな流れ



カイジョウジエイ鯛 利用規定

(趣旨)

第1条 この規定は、海上自衛隊が権利を有するキャラクター「カイジョウジエイ鯛」および関連著作物を利用する場合について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 本規定において用いられる用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 著作物

カイジョウジエイ鯛に関連して制作されたイラスト、文章、設定資料、音声、映像、立体物その他一切の制作物

(2) 利 用

カイジョウジエイ鯛または著作物を、複製、転載、公衆送信、頒布、上映、展示、その他一切の方法により利用する行為

(3) 海上自衛隊関係者等

海上自衛隊（部隊、職員）及び自衛隊地方協力本部に所属する者

(権利の帰属)

第3条 カイジョウジエイ鯛および著作物に関する著作権は、海上自衛隊に帰属する。

(禁止事項)

第4条 カイジョウジエイ鯛を利用する際、次の各号に定める事項を禁止する。

- (1) 海上自衛隊関係者等以外の者が無断でカイジョウジエイ鯛を利用すること
- (2) 海上自衛隊関係者等以外の者にカイジョウジエイ鯛の利用を許諾すること
- (3) 定められた絵柄・色彩等を改変すること
- (4) 商標登録・意匠登録その他の一切の登録を行うこと
- (5) カイジョウジエイ鯛に音声を付した著作物を制作すること
- (6) 海上自衛隊の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げとなる表現
- (7) 特定の政治、宗教活動を支援するものや、これらを公認する表現
- (8) 特定の企業、個人、団体を宣伝、応援する表現
- (9) その他法令や公序良俗に反する表現

(利用許諾)

第5条 カイジョウジエイ鯛について、前条の規定に違反しない限り、次の各号に定める条件により、利用を許諾する。

- (1) カイジョウジエイ鯛を利用した著作物を制作する場合、容易に視認できるように「**◎海上自衛隊**」を明記しなければならない。（環境により**◎**が付しがたい場合は「(c)海上自衛隊」でも可）

- (2) カイジョウジエイ鯛を利用しようとする場合は、カイジョウジエイ鯛利用申請書（別紙様式1）及びサンプル品を提出し、海上幕僚監部人事教育部人事計画課長に申請しなければならない。
- (3) 前号の申請内容に変更等があった場合、申請者は速やかにカイジョウジエイ鯛利用変更申請書（別紙様式2）により海上幕僚監部人事教育部人事計画課長に申請しなければならない。
- (4) 本規定に関し、不明点がある場合は海上幕僚監部人事教育部人事計画課募集推進室まで問い合わせること。

（違反に対する措置）

第6条 本規定への違反に対する措置は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 海上自衛隊はカイジョウジエイ鯛の利用が許諾内容に違反していると海上自衛隊が判断した場合は利用許諾を取り消すことができる。利用を中止した際に発生する損害に対し、海上自衛隊は一切の責任を負わない。
- (2) 海上自衛隊は、前号の規定により許諾を取り消された者に対し、当該許諾に係る著作物の利用停止及び回収を求める等の措置をとることができる。
- (3) 海上自衛隊は、許諾を得ずにキャラクターを利用している者、または利用しようとしている者に対して、著作物の利用停止及び回収を求める等の措置をとることができる。

（免責）

第7条 海上自衛隊は、カイジョウジエイ鯛の利用に係る一切の責任を負わない。

（規定の変更等）

第8条 本規定は、海上自衛隊により予告なく変更、停止、運用終了される場合がある。

- 2 利用者がカイジョウジエイ鯛または著作物を利用した場合、利用の時点で最新の規定内容に同意したものとみなす。

（準拠法及び管轄）

第9条 本規定は、日本法に準拠し、日本法によって解釈されるものとする。

- 2 本規定にかかる一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（雑則）

第10条 本規定に定めるもののほか、カイジョウジエイ鯛の利用に関し必要な事項は、海上自衛隊が別に定める。

（附則）

この規定は、令和8年7月27日から施行する。